

第517回（定例）福崎町議会会議録

令和7年3月25日（火）

午前9時30分開議

○令和7年3月25日、第517回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	石川 治	8番	小林 博
2番	竹本 繁夫	9番	河嶋 重一郎
3番	牛尾 雅一	10番	松岡 秀人
4番	大塚 記美代	11番	城谷 英之
5番	吉高 平記	12番	富田 昭市
6番	植岡 茂和	13番	三輪 一朝
7番	宇崎 壽幸	14番	前川 裕量

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 澤田 和也 主 事 阿保 佑夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎 吉晴	副 町 長	近藤 博之
教 育 長	高橋 渉	公営企業管理者	福永 聡
技 監	津田 知宏	町参事兼学校教育課長	大塚 謙一
総務課長	岩木 秀人	企画財政課長	蔭谷 秀樹
税務課長	岡本 昌文	地域振興課長	成田 邦造
住民生活課長	山本 克典	福祉課長	小幡 伸一
ほけん年金課長	西村 由紀子	農林振興課長	吉田 利彦
まちづくり課長	山下 勝功	上下水道課長	橋本 繁樹
会計管理者	福永 知美	社会教育課長	木ノ本 雅佳

○議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決
第 5 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決
第 5 閉会中の継続調査申出

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
それでは、総括質疑に入ります。
質疑をされる際は、議案番号及び関する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をしていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

小林 博議員 先日の民生まちづくり常任委員会での報告では、北部行政事務組合での処理場建設にあたって、契約変更の議案が出されておるという報告がありました。1億円を超える大幅な契約変更が出されておる中で、既に現地調査に行ったりもしました、予算委員会で行きましたが、既にその変更分の工事も着手されておるのではないかと。それが契約変更前の着手ということになれば、どのような問題なのか、その辺のところをどのように整理されておるのか、調査をというふうに、いうことになっておりました、調べてくるという副町長答弁もあったわけですが、それ以後、数日たっておりますので副町長のほうで調査をされておりましたら報告をしていただきたい。一般会計予算で多額の負担も福崎町が出すわけでありますから、これが公正にですね、執行されなくてはならないと思いますので、お願いをいたします。

副 町 長 先日そのようなご指摘もいただきました中で、北部の組合にはちょっと調べるようにということで指示はしておりますが、今のところ回答が得られていないというところでございます。

小林 博議員 既に議会が開かれてですね、提案をされております。その理事者側に町長も出ておられると思うわけですが、それをどういう形になるか分からないというのが、これではですね、あまりにもお任せ過ぎじゃないでしょうか。今の答弁では。約半分のお金を町が出すわけで、福崎町が出すわけでありますからね。その使い方、執行の在り方をめぐって1億円を超えるような変更契約がですね、議決前に執行されておるといふ、そのようなことによしあしですね、どういう経過なのか、それを理事者側が知らないというのは、おかしいと思うんですがね。

副 町 長 私どももですね、聞きましたのが報告のあったことで私自身はそれを知ったというところでございます。そういった面で北部の事務の進め方がどうなのかというところは改めてですね、しっかりと事務組合のほうにもですね、申し伝えながら、先ほどのいただいておりますご意見についても改めてですね、申し伝えたいと思います。

小林 博議員 町長はこの組合のですね、どういう役職なんですか。

町 長 副管理者でございます。

小林 博議員 副管理者という立場であればですね、議案の提案等については、事前のものはないのでしょうか。

町 長 当然管理者、副管理者に説明はございます。

議 長 小林議員、これ総括質疑で、議案番号をまずお示してください。これがあればいいんですけど、なければ、総括質疑に当たらないと思いますので。

小林 博議員 そうですか。

議 長 はい。民生の報告事項になってるんですかね。

小林 博議員 いえ、一般会計の当初予算に関して。

議 長 当初予算で。

小林 博議員 はい。いうことでございます。当初予算でたくさんの負担を出しておりますのでそういうふうなことでですね、あんまりお任せ過ぎではないでしょうか。もう少しですね、町の多額の費用を出すにあたっては、しっかりと検討をしていくということが必要ではないでしょうかね。ちょっとこれを、副管理者としても、その責任を問われると思います。

町 長 この件につきましては、北部行政でなぜ、1億円をたしか超えてたと思うんですけれども、その経費が上昇したかという説明は受けております。くい打ちがですね、地盤調査ですか。

小林 博議員 いや、それは分からないです。

町 長 そういったものが足りないとか、それから法面の崩壊が心配されるとか、いろんな契約してからの状況が変わりまして、それだけの経費が上昇したということの説明を受けましてですね、こういう形で提案をさせていただいているということでございます。

小林 博議員 いや、私はですね、その理由のことを聞いておるのではありません。手続のことを聞いておるんです。契約変更、議決前の執行がいいのか悪いのか。指示書があったかなかったか等ですね、調査するというものでありますけれど、全くそういうことがあって、そういう手続が無視をされて、そうして理由さえつけば、いくらでも契約を大きくして、後から変更、議決を議会に出すというふうなですね、組合議会に出すというようなこんなやり方はですね、おかしいじゃないかと思うんですね。公金の使い方としては全くなっていないというふうに思うわけで、その手続のことを聞いておるわけです。

副 町 長 前からそのようなご指摘をいただいておりますので、改めてですね、事務組合のほうに申し伝えたいと思います。あくまで事務組合、当然福崎町は負担をしておるわけですけれども、執行機関は、北部行政事務組合になっておりますので、それも含めてご意見を伝えていきたいと思っております。

小林 博議員 ご意見は伝えるといってもですね、町当局として福崎町当局がお金を出しておるんですから、それをしっかりとですね、確認をして、こんなことをしてはいけないかどうかということですね、やってくる、そういう責任が福崎町民に対してあるんじゃないでしょうか。伝えますって、議会の意見を伝えますと、まるで他人事みたいな答弁をされたらですね、町当局への、福崎町当局への私たちの信頼感というのはこれでこの面で大きく崩れますよ。この議案、当初予算のですね、採決にも関わる内容ですよ。全体で120億円にもなって、その約半分をですね、町が出さなきゃならんと、福崎が出さなきゃならんとというふうな事業ですから、それがこのようなですね、形で執行されていくということであれば、お任せでやられておるんだというふうなことになればですね、この議案の採決にも関わるとは思いますかね、私は採決の態度にもね、はい。

以上です。

議 長 答弁はよろしいでしょうか。
小林 博議員 もうあきれてまして、無責任極まりないです、あきれてます。
議 長 ほかございませんか。
(「ありません」の声あり)
議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告・質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
3月5日の本会議2日目において、議案28件が委員会に付託され、慎重審査がなされ、議長宛てに報告書が提出されております。委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。
まず、事務局に予算審査特別委員会の審査報告書を朗読させます。
(主事朗読)
議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
三輪予算審査特別委員長 予算審査特別委員会、三輪委員長。
三輪予算審査特別委員長 予算審査特別委員会の報告をさせていただきます。
本定例会2日目、3月5日に設置されました予算審査特別委員会の委員長に、私、三輪一朝、副委員長に竹本繁夫議員が選出されました。予算審査特別委員会に付託されました議案は7件で、3月6日、7日、11日の3日間にわたり慎重に審査を行いました。
なお3月11日には、令和7年度事業として計画されている神崎郡ごみ処理施設の1か所について現地を視察しました。
審査の結果につきましては、先ほどの事務局朗読のとおりです。
なお、予算審査特別委員会委員は議長を除く全員でありますから、質問や答弁については、ご承知のことと存じますので、特に報告すべきものに絞って報告をさせていただきます。
最初に、議案第24号、令和7年度福崎町一般会計予算の概要説明を受けました。
概要説明に係る質問では、委員から「基準財政需要額の交付税算入の組み込まれ方について」の問いに対して、「交付税の仕組みは人口10万人の市が基準となっており、福崎町の約1万9,000人に落とし込んで、基準財政需要額を決めます。令和7年度基準財政需要額は、令和6年度からの推計、伸び率等を基に算定しますので、令和7年度予算分については、交付税算入の内訳が算定できません」との答弁がありました。
歳入では、委員から「ふるさと応援寄附金の目標額設定理由と、目標額達成に向けての方策は」との問いに対して、「令和6年度見込額の20%増となる金額を見込んでおり、これは満足する額ではないことから、ふるさと納税プロジェクトチームを設けていることから歳入増大への努力をしたい」との答弁がありました。
次に、「財源留保の額はいくらか」との問いに対しては、「普通交付税は1,000万円程度です。繰越金は、予算上8,000万円を繰越予算としており、決算との差額が留保となります」との答弁がありました。
歳出において、総務費では、「区長会事務委託料、区長会研修委託料、区長会運営費の改革をしないのか」との問いに対しては、「区長会関係では、令和5年度と6年度に研修費等を減額しています。令和6年度で検討の結果、区長会事務

委託料は据置きとしています」との答弁がありました。

次に、「非正規公務員の休暇に関する充実の件はどうか」との問いに対しては、「令和7年1月21日に総務省から令和7年4月1日から実施することとする通知が発出されていましたが、しかし、地方自治体に対して条例改正の例が後日示されるとしていましたが、現時点では届いておらず、具体的な事務ができないことから、6月議会、あるいは9月議会の提出になろうかと思われます」との答弁がありました。

次に、「電算システム改修業務委託料2億5,100万円の計上理由はどうか」との問いに対しては、「自治体情報システム標準化に係る経費で、令和6年度は基幹系システム開発元である富士通が請け負う全国一斉の自治体情報システム標準化に伴うシステム開発が遅れたため、令和6年度は減額しました。令和7年度は進捗が図られることから増額しています」との答弁がありました。

また、「富士通以外への発注はどうか」との問いに対しては、「各自治体では今抱えているシステム会社で実施することで、システム会社が他の自治体の業務を受ける余力がないことから困難です」との答弁がありました。

民生費では、「障害者社会参加促進事業補助金などの補助金・助成金は、令和7年度の行政改革の検討に入っているのか」との問いに対しては、「全ての事業が検討対象です。基本的には全事業が見直しの検討対象ですが、現時点では詳細は未決定です」との答弁がありました。

次に、「令和6年は母子父子家庭就学就業助成が40万円、7年度はゼロとなっているのはなぜか」との問いに対しては、「令和7年度から行革により廃止しています。国から低所得者に対する給付金が支給されて廃止したものです」との答弁がありました。

次に、「公害対策費も行革対応なのか」との問いに対しては、「騒音等調査委託料で、自動車の騒音測定を年2回から年1回としています。県による測定場所が本町と重複している箇所があるためです」との答弁がありました。

衛生費では、「中播北部行政事務組合負担金で、用地造成事業の追加は、令和7年度予算に含まれているのか」との問いに対しては、「令和7年度の補正予算となることを見込まれます」との答弁がありました。

農林水産業費では、「もち麦の振興策は」との問いに対しては、「令和6年度から6次産業化に類する農商工連携ファンドを設けて、もち麦を使った新商品宣伝に補助する仕組みを設けました。収穫量増加の技術支援を普及センターとともに続けます。通信販売が低下傾向にあるため、SNSの強化によりPRします」との答弁がありました。

商工費では、「福崎町の観光の経済効果はいくらか」との問いに対しては、「県の統計値で、1人当たり6,000円に、観光客数70万人を掛けますと40億円となります。そこまでは思っていないですが、半分ぐらいの効果は生まれていると感じています」との答弁がありました。

次に、「観光客増のメリットが経済効果となる仕組みづくりは」との問いに対しては、「今年度商工会局長と熱心に相談や打合せをし、町内の活性化に向けて動いています。お客さんが来てよかったではなく、お金を落としていただけることが最終目的ですので、商工会と一緒に経済効果を上げるように取り組みます」との答弁がありました。

土木費では、「令和7年度で都市計画の関連で変更を目指すのは何か」との問いに対しては、「特別指定区域の見直しについて、全区長に要望を聞き、変更に向けた作業をしています。土地利用基本計画は令和6年度中の変更を目指してい

ましたが、令和7年度に都市計画審議会にて変更を予定しています」との答弁がありました。

次に、「市街化区域・用途区域の変更はないのか」との問いに対しては、「市街化区域の変更はありません。また県には駅田原線で用途区域の変更要望をしていますが、県は工事が完了し、区域確定後が望ましいとしています。必要な場合には前もって行いたいとの要望もしています」との答弁がありました。

消防費では、「消防署の建替事業の説明を求める」との問いに対しては、「令和5年度から8年度の予定で、北部出張所込み総額が28億円程度です。そのうち福崎町の負担は人口割として46.7%です。本署の土地の取得費用負担は福崎町のみです」との答弁がありました。

次に、「体育館東の防災備蓄倉庫は、防災マップで浸水区域に含まれているが浸水しない位置への変更はしないのか」との問いに対しては、「防災倉庫は水害とならない場所がベストですが、駐車場も含めて、防災・減災の補助金を活用するという総合的観点から防水フェンスつきの倉庫としたものです」との答弁がありました。

次に、「将来、現中播消防署を解体・再利用する自治体間の費用負担はどうなるのか」との問いに対しては、「中播消防事務組合が解散したときの覚書などを確認しなければなりません。所管の範囲なども考慮しながら、姫路市と神崎郡で検討していく必要があります」との答弁がありました。

教育費では、「学校給食では、福崎町はコッペパン。姫路市は揚げパンも提供される。パンを食べやすくする工夫はどうか」との問いに対しては、「おいしい給食を提供するというの第一の目的です。おいしいパンを提供できるようにしたい」との答弁がありました。

次に、「教育扶助の基準は、生活保護基準では、他自治体では1.3倍が普通であって、1.5倍を採用しているところもあるが、倍率の検討は可能か」との問いに対しては、「全国的なことも確認し、適正妥当に進めます」との答弁がありました。

次に、「図書館の図書購入費100万円減は減少する本の種類は何か」との問いに対しては、「特にどのジャンルをどうということでは考えておりません。全体的に購入冊数などで調整して100万円の減少となります」との答弁がありました。

次に、「幼稚園の米飯を給食センターから提供はできないか」との問いに対しては、「幼稚園では副食のおかずは給食センターが提供しますが、米飯は保護者から持参いただいています。給食センターでは設備がないので、難波ベーカリーが小中の米飯を提供しております。難波ベーカリーの炊飯能力、ご飯の運送関係など、様々な条件をクリアしていかないと難しい状況です」との答弁がありました。

次に、「給食配送車両の更新に際して、将来を見て広い観点からの検討をお願いできないか」との問いに対しては、「将来を見据えることに気をつけていきます」との答弁がありました。

公債費及び予備費については質問がありませんでした。

続いて、議案第25号、令和7年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についての概要説明を受けました。

委員から「県の示した数値どおりに税率をアップした場合に、1人当たり1世帯当たりの保険税の上昇額はいくらか」との問いに対しては、「令和6年度の見込みと比較しますと、上昇額は1人1,655円、1世帯当たり1,581円で

す」との答弁がありました。

次に、「国保の財政調整基金の保有額は十分な額か」との問いに対しては、「標準化作業が7年度で終わるはずでしたが、基幹系のシステムと関連し、国保システムの標準化も遅れており、令和8年度にも継続するため、十分ではありません。市川町、神河町ともに1億円以上を保有しており、県下全体では下位から3番目前後です」との答弁がありました。

続いて、議案第26号、令和7年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、概要説明を受けました。

令和7年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についての質問はありませんでした。

続いて、議案第27号、令和7年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、概要説明を受けました。

委員から「介護予防支援計画作成手数料は各個人から徴収するのか」との問いに対しては、「ケアプランの作成の手数料で、個人負担はありません」との答弁がありました。

続いて、議案第28号、令和7年度福崎町水道事業会計予算について、概要説明を受けました。

委員から「令和6年度赤字だが、水道事業は今後どうなるのか」との問いに対しては、「令和5年度に見直した水道ビジョンでも、令和6年度から収益的収支がマイナスの試算で、これからも赤字が続く見込みです。近年の建設費、物価の上昇により、試算以上に厳しいと見込まれます」との答弁がありました。

次に、「赤字が続いていけば今後水道代の値上げとなるのか」との問いに対しては、「当面の赤字を内部留保資金で補いながら進めますが、給水原価を給水単価が下回り、赤字が続いていることから、料金を見直す時期が来ると見込まれます」との答弁がありました。

次に、「適正な資金保有高は」との問いに対しては、「特に事業収益の何倍以上とか決まったものではありません。各自治体によって資産や償却の状況、運転の方式などが異なりますので、他の自治体の内部資金の保有高がどれだけかという数値については、比較する意味はあまり感じていないため調べていません」との答弁がありました。

続いて、議案第29号、令和7年度福崎町工業用水道事業会計予算についての概要説明を受けました。

令和7年度福崎町工業用水道事業会計予算についての質問はありませんでした。

続いて、議案第30号、令和7年度福崎町下水道事業会計予算についての概要説明を受けました。

委員から「農業集落排水の統合は、最終どこでいつ頃までの予定なのか」との問いに対し、「町内に6処理場あって、全ての統合終了予定を令和13年度とし、最後の処理場は大貫処理場となります」との答弁がありました。

以上の7議案について、審査の結果、議案第26号及び議案第27号、議案第29号については全員賛成で、また議案第24号及び議案第25号、議案第28号、議案第30号については賛成多数で原案のとおり可決しました。

最後に、議員各位にはご精励を賜り、審査の結果、適正妥当なる結論を得ましたこと、厚く御礼申し上げます。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長 予算審査特別委員長から説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、予算審査特別委員会委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次、総務文教常任委員会の審査報告を事務局に朗読させます。

(主事朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、吉高委員長。

高総務文教常任委員長 ただいまから総務文教常任委員会に付託されました議案の審査について報告します。

委員会を3月12日に開催し、付託されました議案9件について慎重に審査を行いました。審査の結果につきましては、事務局朗読のとおり、9議案ともに原案のとおり可決すべきものとしたことをご報告申し上げます。

これより補足説明をいたします。

議案第5号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足します。

まず、委員から「県下での町長、副町長、教育長等の特別職の給与の比較」の質問がありました。その後、「特別職を減額されておるなら、せめて任期満了までされたほうが男らしいというか、覚悟がいっぱいあるなどと思います。下げられただけでも私は評価しますが、同じされるなら、2年間任期満了までされたらどうか」との質疑がありました。町長の答弁は「これは1年間の条例改正ということで、また1年たちましたら、そのときにしっかりとそのときの状況を踏まえてもう一度考えさせていただきたい」とのことでした。

次に、委員から「特別職がこれだけの財政難だから身を切って範を示すので、一般職員もまたよろしくお願ひしますとならないか危惧します。取りあえず1年だけ合計で1,300万円浮かしてその様子を見ますだけではなく、浮いたその分をこれをやりますからというものがないと、本当に特別職の給料を下げますと言われても、もう一時のパフォーマンスにしか見えない」との質疑がありました。町長の答弁は「新年度は行政改革大綱を見直し、より一層の行政改革に取り組まなければならない。そういった中で、今後は住民の皆様にもご負担を求めていくことになるかと考えております。理事者は、民間でいうと経営者だと思っています。私たち理事者が何もしないのに、住民様にお願ひしますということはできませんでした。その意味で、このたび、給与の減額ということを議案に上げています。それから一般の職員の給与のことは今のところ考えておりません」とのことでした。

また、委員から「町長の今の答弁をお聞きしますと、尾崎町政、この6年間の責任を取っての減額だというふうに捉えています。今後ごみ処理施設とか、それから中播消防署とかで大きな事業で出ていくお金は出ていきます。福崎町がよくなるために出ていくのです。でも入ってくるお金も尾崎町長はどういうふうに捉え、どうやって取っていくんですか。この1年間、尾崎町長はどういう思いで減額を超えられていくのですか」との質疑がありました。町長の答弁は「今、福崎町の財政が厳しい状況になっているということは、議員各位もご存じのとおりです。対応策の一つは、歳入を増やすということで、税收の伸びは今のところ期待ができるところが少ない。ふるさと納税、それから企業版ふるさと納税は、担当課ともよく相談しながら、私ができる力いっぱい取組をやっていたらと、今はそういうふうに思っています」との答弁でした。

委員から「歳入面で、例えばふるさと納税に期待するなら、仮に町長が言われ

たように、この町の経営者であるならば、工業団地にでも行ってお願いし、つながりをつけていかないといけない。歳出面では、これからくれさかの後片づけの問題もあるので、姫路市の清元市長に会って交渉して、福崎町が出るお金を少なくすることが大切です。この1年間、自分らが給料を下げるのは、これは自分らが頑張ってもう一回来年には戻していくんだということでやっていただきたい。この1年、財政調整基金があるうちに手を打たないと、なくなってしまってからでは手は打てない。借金まみれになってから、経営者がどうやってはい上がれますか。金も貸してくれません。何もできません。お金があるうちに次のお金を生む方法を考えていかないとはいけません。町のトップとしてそのあたりをきっちり、いま一度見直していただきたい」とのことでした。町長の答弁は「そのとおりだと思って聞かせていただきました」とのことです。

また委員から「昨年12月にご説明のあった第6次行政改革説明資料で、例えば1ページの人件費では、令和15年度までほとんど上昇しない数値になっている。これは人事院勧告の相当高いベースアップが求められている環境でこの数字をもし維持するならば、相当人数を減らす、削減することになります。この人件費にしろ、歳入を今後増やしていくにしろ、もうちょっと現実味のある数値であるべきです。企業でいう利益計画ですが、それを少しでも目に見えるように具現化できるようにして、町民に今後痛みを伴うことをお願いするとなれば、それが条件になります。そしてあと2年、3年したら、こういった住民に痛みを伴うことは終わるのだということを示すことで、住民の賛成を求めるといことにつながります。さて、この議案は、令和7年度の賃金削減ですが、早くこれを元どおりに戻してください。高いか安いかわという問題ではなく、カットするということが異常ですから、それをぜひ早急に、そしてその中で私どもは努力せよということでしたら協力しますので、そういったことをぜひお願いしておきたい。この発言には答弁は結構です」とのことでした。

以上、この議案第5号については様々な質疑がありました。大きくまとめますと、先ほど申し上げたようなところですよ。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。議員各位にご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 総務文教常任委員長から説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結します。
次に、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(主事朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり常任委員長 民生まちづくり常任委員会の審査報告をさせていただきます。

委員会に付託された12議案について、3月13日委員会を開催して、町長、副町長、公営企業管理者、技監及び担当課長などの出席を求めて、慎重に審査をいたしました。要旨をいくつか紹介して報告とさせていただきます。

議案第4号は、中播北部行政事務組合の構成町からの負担金の人口割の基準日を前年の4月1日とするものです。福崎町にとって問題になることはないようです。

議案第10号は、消防団員等の損害補償基礎額の改正で、法令改正に基づくものであります。

議案第11号は、消防団員に係る退職報償金制度の改正で、新たに35年以上の区分を設けるものです。福崎町では32年の方が2名おられます。

議案第12号は、長寿祝金支給のうち、77歳分を廃止しようとするものです。77歳が長寿という認識がなくなりつつある。近隣市町でも廃止しているとの説明でした。質疑では、「楽しみにしているのに、いきなり感が強い。施行日を延期するなどの周知期間もされていない。代替措置は。あるいは行政改革の一環として出しているのか明確でない。団塊の世代が88歳になれば、そのとき88歳分もやめるのか」などの質疑が出されております。「代替措置や施行日延期は考えが及んでいなかった。代替措置は今後考えてもよいが、予算が伴うと今後の課題となる」。

あるいは「主目的が77歳が長寿でなくなったのか、行革なのか、明瞭に」との意見もありました。理事者から、町長、副町長、担当課長が答弁をいたしました。力点、すなわち答えのどこに主眼を置くのかという、その力点の違いがありました。88歳分は、令和7年度は128名でありますから、1年で200名程度の人が祝いをもらわずに亡くなってしまうという声もありました。

議案第13号は、水道工事に係る布設工事監督者、水道技術管理者について、政令改正で資格要件の見直しが行われることによるものです。本町には水道技術管理者は2名おられます。布設工事は、大きな工事に必要なもので、コンサルタントなどへの委託で実施をしているということでございます。

議案第14号は、下水道条例の改正で、使用料の改定を行おうとするものです。使用料を平均14.3%引き上げる。使用料体系の統一、受益者負担金と新規加入金の統一の3点です。「払えない人が増えるのでは」との質疑に、「増えるとは思わない」との答えです。審議会の委員であった私、小林と前川議員から論点が紹介をされました。

議案第15号は、農業集落排水の使用料を公共下水道と統一するもので、議案第14号の数字に合わせるものです。

議案第20号は、令和6年度国民健康保険会計の補正です。療養給付金の減、税収の増が見込まれております。

議案第21号は、後期高齢者医療事業会計の補正です。保険料の実績見込みによるものです。

議案第22号は、介護保険特別会計の補正で、要介護・要支援の方の増加による利用増が主な原因とのことであります。

議案第23号は、下水道会計の補正予算です。使用料収入の減額と、農業集落排水の電気代の増加などが主な原因とのことであります。特に質疑はありません。

議案第31号は、道路線の廃止及び認定です。ほ場整備に伴うものでございます。

審査の結果、議案第12号を除く案件については、いずれも原案のとおり可決、議案第12号は継続審議とすべきと決定をいたしました。

以上です。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

城谷英之議員 僕もこんな、委員長に対して質問することってというのはもうほとんどないんですけども、今回この議案12号、これに対して継続審議なされた理由というのは、委員長お持ちですか。

小林民生まちづくり常任委員長 質問をしてほしかったところがございますので、ありがとうございます。

先ほど紹介をいたしましたように、いろいろと心配される意見が、質問が出ました。それに対してですね、それぞれ理事者側の担当者、あるいは町長、副町長、それぞれ力の置き方が違っておりますし、趣旨についてのね。それと、それから最後の町長のほうからですね。代替措置でありますとか、施行期日でありますとか、そういうところをもう少し考えておけばよかったなというふうな趣旨でですね、そこまで考えが及ばなかったというふうな点であります。そういうふうな状況の中で、継続審議にしてはどうかという提案が出されて、委員会では3対3という同数になりました。委員長決裁となったわけですが、私は賛成・反対のどちらの意見も鑑みながら、まだ町長のほうからですね、今後考えていかなければならないというふうな趣旨が町長・副町長のほうからも出されておりますので、そういう代替措置とか施行期日とか、そういうことも含めて検討がされるということが必要であろうというふうに思いまして、継続審議のほうに私の委員長決裁でさせていただきました。

城谷英之議員 もちろん委員長、今の形の中での説明、非常に分かりやすかったですけども、私ども今の任期というのは、この4月末までの福崎町議会の任期の中で継続審査、これはこの4月内にこの継続審査終わる予定で、そういう発言というか、取りまとめをされたんでしょうか。それとも新しい任期になって継続するという、そういう審議をなされたんでしょうか。その辺はどういうふうにお考えになれるのかお尋ねします。

小林民生まちづくり常任委員長 その点についてはですね、私の決裁をしたときの私の感覚に、考えになると思いますが、私は先ほど言いましたように、両方の立場の意見がありましたので、継続についてのね、ですから、やっぱりこれはそのとき十分に当局にもう一度再検討してもらわなければならないというふうに思いまして、原案の否決とか可決とかという、そういう採決ではなしに、町当局にもう一度考えていただいて、そして継続という趣旨で継続といたしました。まだ任期が4月30日までありますので、そういう案がまとまってくればですね、当然委員会を開いてですね、やっていく責任はあろうというふうに考えております。

以上です。

城谷英之議員 私もちよっと気になりましてね、このことをちょっと調べたんですけども、太子町議会でも同じような、こういう案件がありましてね、太子町議会ではやっぱり否決という選択肢を取られて、1回、町当局へ差し返して、で、町当局のほうで再度練り直して、何ですか、チケットとか無料バスの件とかそういうのをまた町当局で精査されて、もう一回今度次の議会に提出されたという中でありますので、この今、委員長言われたようにその審議っていうのももうあと委員会も開くのもあともう一回開かれて審議されるんですか。その辺はどう。

小林民生まちづくり常任委員長 当局のほうでそういう検討がされてですね、案がまとまってくれば4月30日までは任期がありますので、その責任を果たしたいというふうに思っています。私の議員としての経験でもですね、選挙が執行された後ですね、4月30日までの間に本会議も開かれたという、そういうずっと以前の経験もありますので、4月30日という任期がまだありますので、というふうに思っております。

城谷英之議員 はい、分かりました。

議 長 他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

- 議 長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。
委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。
- 小林民生まちづくり常任委員長 議会開会中の調査報告をさせていただきます。
公害防止協定に基づく協議は次の3件であります。
福伸電機株式会社福崎工場、株式会社西兵庫、株式会社トラストワークスジャパンからのもので、委員会は質疑の後、全員賛成で了承することといたしました。
各課の報告事項です。
住民生活課から、神崎郡ごみ処理施設建設事業について、中播北部行政事務組合議会に造成工事の変更契約が上程されているとのこと。1億1,451万8,800万円を増額、12億8,060万6,800円となるもので、3月28日に議決予定のこととございます。理由は、当初から地盤の問題と予測されていたことであったということも指摘をされておりました。既に工事は進んでおるようでありまして、議決前の工事進行はどうかなどについて、組合に確認をし、報告するとのことでありました。
以上です。
- 議 長 以上で、開会中の所管事務調査報告を終わります。
しばらく休憩いたします。
再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時31分

再開 午前10時44分

◇

- 議 長 会議を再開いたします。

日程第4 討論・採決

- 議 長 日程第4は討論・採決であります。
なお、採決について松岡議員、富田議員におかれましては、体調不良のため挙手による意思表示を認めたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
それでは、議案第4号、中播北部行政事務組合規約の一部変更について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第4号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第5号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(手が上がる)

議 長 まず、原案に対する反対の発言はありませんか。

反対者の発言を許可いたします。石川議員。

石川 治議員 議案第5号について、反対の立場から申し上げます。

福崎町の財政が緊迫した状態であるため、特別職の4人の皆様方の身を切る改革につきましては、一般職員への範を示すという点においては一定の評価はしたいと思います。しかしながら、これによって生じる令和7年度1年間の剰余分1,300万円についての使途については全く何もお考えはないということ、7年度の1年間しか現在のところ検討していないという、持続性のないお考えであること、また、行財政改革の見直しの中で、職員一丸となって財政難を乗り切っていきたいと言いながら、次の策が全く見えていないこと、これらを勘案しますと、特別職は頑張っていますよという一つのパフォーマンスにしか見えないことから、町民の理解は得られそうにありません。

大東建託街の幸福度&住み続けたい街ランキング2024兵庫県版においては、今まで1位を保持していた福崎町ですが、悲しいことに、お隣の市川町に抜かれてしまいました。財政的に非常に厳しい、お金がありませんとアピールするだけでは、町の幸福度も下がります。若者も就職先としての役場に魅力を感じられずに、昨今希望される人数も極端に減っており、昔は二十数倍もの受験者がいたのが夢のように、今年度は僅か3倍となってしまっております。

そこで本題に戻りますが、一過性のパフォーマンスでお茶を濁すのではなく、特別職の4人を頂点に、一般職員を含めた役場の職員全体でこの逼迫した財政を立て直すため、こういう目標を掲げて、それに向けて令和7年度1年間は職員一丸となって取り組んでいきますという決意を表明していただきたい。そういう思いから、安易な特別職の報酬減という本議案についての反対討論といたします。

議 長 次に、原案に賛成の発言はありませんか。

賛成者の発言を許可いたします。城谷議員。

城谷英之議員 議案第5号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

昨日、一般質問で申し上げたとおり、財政の悪化を招いたのは特別職の方のこれまでの責任であり、決して減額をしたからといって逃れることはできない。一日でも早く財政の立て直しを実現し、報酬を正常どおりに戻していただくことをお願いし、賛成討論といたします。議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

議 長 他に討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第5号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

- 議 長 起立多数であります。
よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第6号、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第6号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第7号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第7号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第8号、福崎町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第8号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第8号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第9号、町道大貫～山田線ボックス内排水設備維持管理に係る基金の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第9号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第9号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第10号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第10号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第11号、福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第11号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第12号、福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例については、民生まちづくり常任委員会から委員会において審査中の案件のため、配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。
委員長の申出とおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。
(「異議あり」の声あり)
- 議 長 異議がありますので、討論・採決を行います。
討論はありませんか。
(手が上がる)
- 議 長 まず、反対者の発言を許可いたします。三輪議員。
三輪一朝議員 議案第12号を継続審査とすることについて反対討論を述べさせていただきます。

福崎町議会は、会期制を採用していることから、3月議会に付託された議案は、会期中に限り審議が可能となって、会期中に議決されなかった案件は一部の例外を除いて廃案となります。しかし、会期終了前となる本日のうちに、民生まちづくり委員長が述べられた継続審査が議決されれば、本会議終了後も廃案とならず、次の会期となる6月議会において審議・審査が継続となります。

しかしながら、現議員の任期末は4月30日であって、現議員に求められる議決が不能となることから、現議員を対象とし、4月30日までに本件議決のためだけに臨時議会を招集すれば、町議会議員選挙後に予定されている初議会が5月1日であることに併せ、理事者側は短期間のうちに2回もの臨時会開催に係る諸準備を行うこととなって、働き方改革の進展を阻害することにもなります。

また、冒頭に申し上げたように、基本的には3月議会に付託された議案は、その会期中に限り、審議を行うべきであることから、本3月議会の会期内となる本日議決することを求め、継続審査に反対するものです。

議 長 次に、賛成の発言はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議 長 起立少数であります。

よって、閉会中の継続審査申出書については、否決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第12号、福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例については、本日12時までに審査を終了するよう期限をつけたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、民生まちづくり常任委員会の審査中の議案第12号、福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例については、本日12時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで、民生まちづくり常任委員会を開催のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時58分

再開 午前11時18分

◇

議 長 会議を再開いたします。

議案第12号、福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について、民生まちづくり常任委員会において再審査が行われ、議長宛てに審査報告書が提出されております。

これより民生まちづくり常任委員会の審査報告を委員長に求めます。

民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり常任委員長 お待たせをいたしました。

先ほど委員会を開き、慎重に審査をいたしました。委員全員のそれぞれの意見表明をしていただきました。そこで、さきの委員長報告の理由で申しましたように、議案が未成熟というふうな観点からが多く、採決を改めて行いましたところ、

原案に賛成される方はゼロでございました。

したがって、委員会といたしましては、否決すべきものと決定をいたしました。
以上です。

議 長 民生まちづくり常任委員長から説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第12号、福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、否決であります。

よって原案についての採決をします。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立少数)

議 長 起立少数であります。

よって、議案第12号については、否決することに決定いたしました。

次に、議案第13号、福崎町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第14号、福崎町下水道事業条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(手が上がる)

議 長 討論を行います。

まず、原案に反対の発言はありませんか。

反対者の発言を許可いたします。小林議員。

小林 博議員 議案第14号、下水道条例の改正に反対の討論をさせていただきます。

今回の引上げは、一般会計からの繰入れを減らす行政改革の一環として出されてきました。行革を言うなら、公営企業管理者制度の廃止こそ、まず行うべきであります。1, 257万円の人件費は削減対象とすべきであります。値上げの内容は基本使用料、家庭が22.4%です。一般家庭の引上げ幅が半数以上が2

0%を超える上昇となります。消費税を合わせ、水道料金等と合体で2か月請求ですから負担感はさらに大きくなると思います。公共下水道の接続率はいまだ81%、利用拡大の妨げ要因になりかねません。経費回収率100%は当然と言えますが、経費には減価償却も入ります。これも含めての黒字化は、使用料をさらに押し上げていきます。

水の確保と処理は生命維持に直結をいたします。行政責任の第一義的事業と考えるものであります。起債償還など、下水道事業に係る国からの交付金算入は1年間に3億円前後あるとされています。使用料が増えた分は、基準内繰入れが減るといふような説明もありました。交付税算入分は流用しないでいただきたいと思えます。

また、審議会で説明された数字と提案の数字の違い、今年度予算では、使用料収入増の数値は、審議会への提出数値と大きく食い違っています。予算を精査したらこうなったということであったといいますが、審議会には精査をしていない数字を出して、審査を求め、結論を求めたということになるのであります。不信感は募る一方であります。したがって、値上げ案は否決すべきものと考えます。

以上です。

議 長 次に、原案に賛成の発言はありませんか。

賛成者の発言を許可いたします。吉高議員。

吉高平記議員 ただいまから議案第14号、福崎町下水道条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論します。

最近、上下水道を値上げする事業体が相次いでいるようで、人口減少に伴い、料金収入が減る一方で、施設の耐震化や老朽化した水道管の更新などに費用がかかるためです。和歌山市では今年4月に27年ぶりに、豊中市では約20年ぶりに値上げになるとのニュースがありました。

さて、私は総務文教常任委員会委員長として、前川議長、小林議員とともに、福崎町上下水道事業審議会に参加してまいりました。兵庫県下では、福崎町のみが使用料体系で公共下水道と農業集落排水とが、違うこの2つが二重構造になって運営されてきました。

農業集落排水は、施設の老朽化もあり、順次廃止して、公共下水に一本化になることから、議案第14号、15号は関連する案件です。両議案の目的の第一は、使用料改定とともに、両者の利用料金も一本化することです。

第2は公共下水道受益者負担と農業集落排水の新規加入金の統一です。

また3つ目は、これらの統合を踏まえて、まず、できるだけ使用料の改定率を抑えながら、適正な水道料金使用料の在り方を目指す第一歩として、令和7年10月1日から下水道使用料を改定する議案です。そのために賛成します。ただし、我々参加していました審議会の答申では、これだけでよしとするものではありませんでした。課題が指摘されております。

まず第1は、本来資産維持費として、将来の施設の耐震化や老朽化した水道管の更新のための積立金を加算するべきであるが、今回はそれを抜きにして、使用料金を低く抑えていること、第2は、全体の約99%を占める月当たり102㎡以下の使用者では、使用料単価が使用処理の原価割れをして採算が取れていないままであること、受益者負担の原則からは遠く外れてしまっている状況です。

第3は、これらの問題を解決するためには、経費削減、コストダウン活動を行いながら、5年をめどに料金の見直しを行うことが必要と思われるという課題があります。

さて現状は、福崎町では過去、公共下水道は、供給開始後20年近くの間、一

度も料金改定を行っていない間に原価割れを起こしてしまい、その赤字を税金で補填している現状です。それゆえ、町民が将来にわたって安定的かつ継続的に快適な生活環境を過ごすためには、行政として住民に受益者負担の原則による適正価格を示して、中長期的な時間軸の中で、使用料改定による負担増への理解と納得を得る必要があります。今後、各地で説明会を開催するなどして、住民に分かりやすく、真摯に説明することが求められます。こういった課題を克服しながら、将来にわたってしっかりと水道料金について進めていく必要があります。今回の議案は、その第一歩ということで、賛成いたします。

以上で終わります。

議 長 他に討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第14号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第15号、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第16号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第17号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第17号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第18号、福崎町第3期子ども・子育て支援事業計画について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第18号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第19号、令和6年度福崎町一般会計補正予算(第6号)について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第19号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第20号、令和6年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第20号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、

原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第21号、令和6年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第22号、令和6年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第23号、令和6年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第24号、令和7年度福崎町一般会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(手が上がる)

議長 長 まず、原案に反対の発言はありませんか。

反対者の発言を許可いたします。小林議員。

小林 博議員 議案第24号、令和7年度一般会計について、反対の立場から討論をさせていただきます。

予算には、中学給食費の無料化や体育館の空調設備整備事業、防災対策をはじめ、住民に必要な様々な事業が取り組まれていることは確認もし、評価もしています。

しかし、住民生活に係る施策の方向づけが心配される道筋に入っていくように思います。諸物価の高騰の中、実質収入の低下など、住民の生活不安は大きくなっています。このような中、福崎町では行政改革として、喜寿祝いの廃止、図書館の図書費購入費やエルデの事業費削減、花作りの廃止、下水道会計の繰入れ削減による使用料引上げと、住民生活と文化などの分野で厳しい予算となっております。国民健康保険もまた値上げの予算です。

さらに、町政全般にわたり、使用料、手数料など、住民負担の増加、住民サービスのカットなどの検討を今年度計画していくとのことであります。特別職の給与カット、1年間で住民にこんな路線を押しつけようとするのはあまりにも高圧的な態度であります。ここに公僕精神など全く感じられないものであります。町行政の目的とは何でしょうか。全ての町民が安心して暮らせる町ではないでしょうか。1人も取り残さないなどということは、今よく言われておりますけれど、この予算で進められようとしている方向づけは、生活犠牲ではないでしょうか。7年度がその方向に踏み出す年になるように感じます。町民の生活の安定に、町行政の基本姿勢を戻すことを強く求めて、本予算に反対の討論といたします。

議長 長 次に、原案に賛成の発言はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第24号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 長 起立多数であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第25号、令和7年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 長 起立多数であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第26号、令和7年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第26号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第26号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第27号、令和7年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第27号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第27号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第28号、令和7年度福崎町水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第28号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立多数)

議 長 起立多数であります。
よって、議案第28号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第29号、令和7年度福崎町工業用水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号については、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第30号、令和7年度福崎町下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第31号、福崎町道路線の廃止及び認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程 追加日程の上程、討論・採決

議 長 この際、お諮りいたします。議事日程の追加でございます。

先日、議会運営委員会を開催し、追加議案の上程について検討をお願いし、了承を得たところですが、発議第1号、福崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、発議第1号、福崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午前 11 時 46 分

◇

議長 会議を再開いたします。

発議第 1 号、福崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、事務局に朗読をさせます。

(主事朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

議会運営委員会、竹本委員長。

竹本議会運営委員長 発議第 1 号、福崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を説明いたします。

本改正は、刑法等の一部を改正する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号利用法の改正に対応するとともに、所要の規定の整備を行うものです。

説明資料の新旧対照表をご覧ください。

第 2 条第 10 項及び第 12 条第 5 項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、番号利用法が改正され、同法第 2 条に新たに第 8 項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられることになり、条例における番号利用法第 2 条の条文を引用している箇所について改正を行うもので、第 2 条第 8 項を第 2 条第 9 項に、第 2 条第 9 項を第 2 条第 10 項に改めようとするものです。

この改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

第 53 条から第 55 条までの改正規定は、刑法等の一部を改正する法律により、刑法が改正され、刑の種類について懲役及び禁錮刑を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、懲役を拘禁刑に改めようとするものです。

この改正規定は令和 7 年 6 月 1 日から施行するものとし、経過措置として施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものとするものです。そのほか所要の整備を行うものです。

以上、発議第 1 号の説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、議案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 以上で、本日追加議案として上程されました議案の説明が終わりました。

これから議案に対する質疑に入ります。

発議第 1 号、福崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

発議第 1 号、福崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、発議第 1 号、福崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改

正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
発議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、発議第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 閉会中の継続調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。
各委員長からそれぞれ継続調査申出が議長宛てに提出されております。それぞれの申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれの申出のとおり許可することに決定いたしました。
以上で、第517回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。
本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、第517回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。
閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
今定例会は、3月3日に招集され、本日まで23日間にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、誠にありがとうございました。
本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。
この間、理事者の皆様には資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上、十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

閉会にあたりまして、尾崎町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第517回福崎町議会定例会の閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。
本定例会は3月3日に招集され、本日までの23日間という会期でありました。
また3月は卒業式の季節でもありました。私は町内小中高、大学の卒業式に招かれ、祝辞を述べてまいりましたが、いずれも厳粛で立派な卒業式でありました。この子どもたちや若者たちの前途が輝かしいものになることを期待いたしております。

今議会では、令和7年度各会計の予算をはじめ、重要な議案を提案させていただきました。熱心にご審議をしていただきました。そして、提案いたしました議案のうち1件を除き、賛同していただきましたことにお礼を申し上げます。ご審議の中で、頂戴した意見にはしっかりと耳を傾け、施策の実現に向けて努力をし

てまいります。また、否決となりました長寿祝金支給条例の一部を改正する条例につきましては、本会議や委員会での質疑を踏まえて今後の対応を検討させていただきます。

さて、皆様にとっては、本議会が最後の定例会となります。議員各位におかれましては、4年前に福崎町の発展と住民の幸せを願い、高い志を持って町議会議員選挙に臨まれ、見事当選されました。この4年間、町民の願いに応えるべく、議員活動にご尽力されてきたことは誰もがよく知るところでございます。

議会の大きな役割としては、地方自治体の意思を決定する機能と、執行機関を監視する機能を持っておられます。この視点で、皆様からいただいたご意見や提案は、住民福祉の向上に大いに役立ちました。心から感謝をいたします。

4月になりますと、いよいよ町議会議員選挙が執行されます。今回の議会で勇退される議員がいらっしゃるのですが、長い間、福崎町と福崎町民のために尽くしていただきましたことに心から感謝とお礼を申し上げます。退任をされても、福崎町を見守っていただきますよう、よろしく願いをいたします。そして、再度立候補を予定されている皆様方には、再び勝利していただいて、この議場で再会できますことを心から願っております。

3月に入ってから、天候は不順で、気温の寒暖の差が大きいこの頃でございます。皆様におかれましては、どうか健康には十分留意をされ、ご活躍されますことを祈念いたしましてお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議 長 それでは、以上をもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時58分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和7年4月

福崎町議会議長 前川 裕 量

福崎町議会議員 牛 尾 雅 一

福崎町議会議員 河 嶋 重一郎